

4. 利用者負担金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

- ① ご利用者にお支払いいただく利用者負担金は、次表のサービス利用料金表のとおりです。
- ② この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- ③ ご利用者負担金は、実施月の毎翌月26日にご指定の金融機関の口座から引落をさせていただきます。

＜サービス利用料金表＞

(1) 通所介護

種別	単位数	入浴加算	サービス提供体制加算	単位合計 (※1含む)	※合計金額 ×10.45円	利用者負担額(1回当たり)		
						1割	2割	3割
要介護1	629	40	22	746	7,879円	788円	1,576円	2,339円
要介護2	744	40	22	870	9,196円	920円	1,819円	2,728円
要介護3	861	40	22	998	10,523円	1,053円	2,086円	3,129円
要介護4	980	40	22	1,126	11,881円	1,189円	2,354円	3,530円
要介護5	1,097	40	22	1,265	13,219円	1,322円	2,617円	3,925円

- ※ その他の加算として1ヶ月あたりの単位合計(単位数+各種加算)に、介護職員等処遇改善加算の9.2%を算定致します。
- ※ 入浴介助加算とは、入浴中に利用者の観察を含む介助を行った場合に算定できる加算となります。
- ※ サービス提供体制強化加算Iとは、介護福祉士など介護職員の資格の有無や勤続年数などをもとに、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所を評価する加算となります。
- ※ この料金表は、1回当りの利用料金の計算によるものです。2回以上の場合、計算上の端数処理の関係で、月の合計額は1円単位での料金の差異が生じます。
- ※ 上記の料金表による、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料合計の約1割(一定以上の所得者は2割または3割)の利用負担額をお支払いいただきます。
- ※ 科学的介護推進体制加算、お客様の基本情報等(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知機能、心身の状況等に係る基本的な情報)を、厚生労働省「科学的介護情報システム(LIFE)」に提出しフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアのあり方を検証し、お客様のケアプランなどへ反映し、ケアの質の向上の取り組みを評価する加算となります。40単位/月(1割負担 41円/月 2割負担 83円/月 3割負担 125円/月)を算定致します。